



～弁護士的女房のつぶやき～

入学手続き



「ぼく、大学に入学できんかもしれん…。」春分の日真夜中。LINE電話で私は叩き起こされました。かけてきたのは、我が家の末っ子。彼は、東京での予備校生活を経て第1志望は叶わなかったものの、合格していた某私大に行くことと決め3月半ばに帰省しました。彼の気分はすっかり大学生。一年間の苦労話を聞き「頑張ったね」と慰労の声を私達はかけていました。その2日後の友人宅に泊まりにいった夜の電話でした。私は、夢うつつで何を言っているのかははっきりわからず、…要約すると「入学手続きが終わっておらず、自分には入学案内が届いていない…」との内容でした。入学金と前期授業料は納めていたのですが、最後の手続きである「高校の卒業証明書と住民票」の郵送をしておらず、切りもとづくに過ぎていたのです（それが必要であることすら私は把握していませんでした 汗）。▲今時の受験はすべてインターネット上の手続きで合格しても紙切れ一枚届きません。上の子ども達の時は、合格通知や大学生協の案内などが分厚い封筒で届いていたのですが、たった数年でこんなに変わるものかといった感じです。私は仕事が忙しいこともあって、受験の最中も、また最後の部屋の片付けにも行かずすべて本人任せでした。大学の入学手続きをネットで見てはいたのですが、複雑で見方がよくわからず、本腰を入れていなかった。それがまずかったのです。「僕、二浪かも…。ネットくらいちゃんと見られるようになってよ！」反撃は私に向かってきます。「もっと子どもに関わっていれば良かった。かわいそうな事をした…。」と後悔していました。▲翌日、大学に電話をしました。祝日（春分の日）だったので繋がりません。末っ子は上の娘からのアドバイスで嘆願書をメールで提出しました。そして、その翌日朝、9:00を待って大学に再度電話。末っ子には電話をスピーカーにして会話をさせました。事情を話すと、「本日中に郵送すれば大丈夫です」との有り難いお言葉。ホッとしました。これでやっと大学生になる事ができます。▲4月1日は入学式でした。

近くにいる上の娘二人も駆けつけてくれて末っ子にご機嫌。校内を移動中にはサークルの勧誘がすさまじく、でもなぜか末っ子ではなく姉の方にチラシが渡っていたのには大笑い。いろいろありましたが、やっと送り出すことができました。

大量のチラシをもらってうける娘→



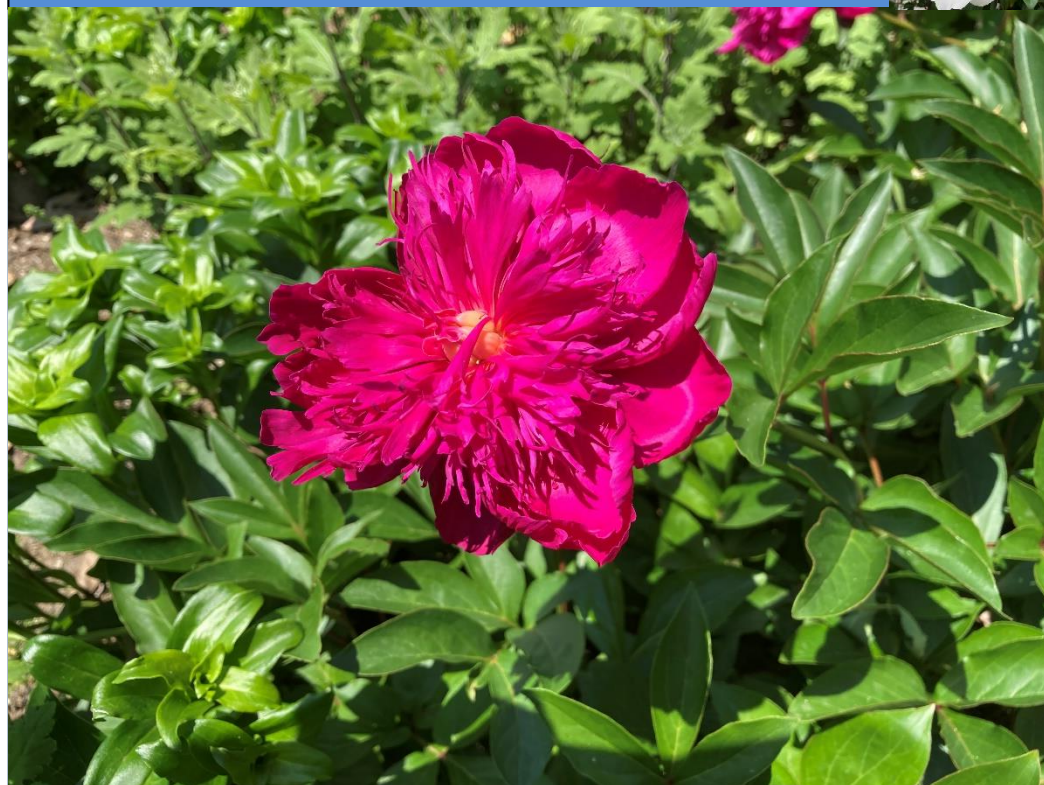
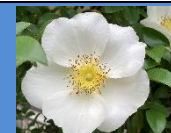
桎八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.44 令和7年 春号

宮崎市橘通東 4-1-27 パークコート橘通 6 階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyae news

2025 年
春 号



芍薬(しゃくやく)

芍薬はすらりと伸びた茎の先端に美しい花を咲かせます。その香りは穏やかで、フランスではしなやかで爽やかな香りのするワインを「芍薬のような香り」と言うそうです。

日本にも美しい女性をたとえたことわざ「立てば芍薬座れば牡丹、歩く姿は百合の花」があり芍薬の名が使われています。

花言葉は「恥じらい」「はにかみ」。はにかみや妖精がこの花に隠れたところ花も一緒に赤くなったというイギリスの民話に由来します。





● ● お役立ち情報室 ● ●

法 務 任意後見制度

～認知症への備え②～



高齢社会の認知症への備えとして「任意後見制度」があります。これは、自分の意志がはっきりしているうちに財産管理や身上監護に関する事務などを後見人(家族や専門職)に契約するもので、公証役場で任意後見契約書を作成することで成立します。そして委任者の判断能力が低下したら家庭裁判所に対して任意後見監督人の申立をします。これによって任意後見がスタートすることになります。前回に続き、「任意後見制度」についてお伝えします。

任意後見と法定後見の違いは

判断能力が衰えた人を支援する後見制度には、大きく分けて「任意後見」と「法定後見」の2種類があります。「任意後見」は、本人に十分な判断能力があるうちに契約をして将来の判断能力の低下に備える制度になります。これに対して「法定後見」は、本人の判断能力が低下してから家庭裁判所に申立をして、それに対応する制度です。制度の利用を検討する時期が、本人の判断能力があるうちかどうかという違いがあります。後見人に付与される権限は「任意後見」では代理権のみであり「法定後見」のように取消権は付与されません。したがって、本人が悪徳商法による被害に頻繁に遭い、任意後見人による事後的な対応のみでは本人の生活が脅かされる場合には「法定後見」への移行も検討する必要があります。

任意後見制度のメリットは

- ① 自分で任意後見人を選ぶ事ができます。家族や友人・専門職など、自分の信頼できる人を選ぶ事ができます。
- ② 契約内容を自分の希望に応じて柔軟に決める事ができます。
- ③ 任意後見人の事務がスタートする時期は、本人の判断能力が低下した場合に裁判所に後見監督人の選任の申立を行い、後見監督人が選任された時になります。後見監督人はその事務について裁判所に報告するなどして、裁判所の監督を受ける事になります。任意後見人の仕事が契約内容に添ったものかどうかを後見監督人が監督してくれるので、より安心につながります。

任意後見人は何をしますか

任意後見人は、本人の意志を尊重し本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、契約内容に基づいて事務を行います。主な事務内容は、財産管理に関する法律行為(預貯金や年金の管理。不動産の管理など)と身上監護に関する法律行為(入院手続きや要介護認定の申請手続き・介護施設への入居など)になります。

なぜ任意後見人が必要になるのでしょうか

例えば、財産の管理は子どもなどの家族に任せているから「後見人を選ぶ必要はない」とお考えの方がおられるかもしれませんが、金融機関その他の会社などと正式な契約を締結する場合に法的な権限がない家族では相手にされません。正式な契約では法律上の権限が必要になるのです。任意後見人がいればご本人に変わって財産管理や契約締結などができるので安心・安全となります。

本人の判断能力が低下したら家庭裁判所に任意後見監督人の申立をします

本人の判断能力が低下したら、本人か任意後見受任者、四親等内の親族が、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して任意後見監督人の申立をします。

その場合、以下の書類が必要になります。

- ① 申立書
- ② 本人の戸籍謄本
- ③ 任意後見契約公正証書の写し
- ④ 本人の成年後見等に関する登記事項証明書
- ⑤ 本人の診断書
- ⑥ 本人の財産に関する資料



申立て後は裁判所が提出された書類を審査します。事案に応じて本人調査、精神鑑定が行われる事があります。提出書類や調査の結果などを総合して判断した上で、任意後見監督人を選任した(または、申立を却下する)内容の審判書が郵送され、その後、任意後見監督人を選任した旨が法務局に登録されます。

任意後見監督人が選任されると、その時から任意後見契約の効力が発生することになります。

本人が自由に後見人を選ぶ事ができる「任意後見」は、認知症対策として大変優れた制度であるといえます。制度をよく理解してご自身の将来にお役立てください。